

九州大学椎木講堂使用細則

平成 25 年度九大細則第 9 号
制 定：平成 25 年 10 月 24 日
最終改正：令和 5 年 3 月 15 日
(令和 4 年度九大細則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学椎木講堂規則（平成 25 年度九大規則第 43 号。以下「規則」という。）第 10 条及び第 13 条の規定に基づき、椎木講堂の使用等について、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第 2 条 規則第 5 条第 2 項に規定する共用施設(以下同じ。)の使用の許可を受けようとする者は、使用開始予定日の 14 日前までに所定の使用申込書を管理運営責任者に提出しなければならない。

2 管理運営責任者は、共用施設の使用を許可したときは、所定の方法によりその旨を通知するものとする。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた後、使用日時等を変更しようとするときは、使用開始予定日の 7 日前までに新たに使用申込書を提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

4 管理運営責任者は、使用者が規則等及び許可条件に違反したとき又は使用申込書に虚偽の記載をしたときは、当該使用の途中であっても許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

5 前項の許可の取消し又は使用の中止によって生ずる損害について、本学はその責を負わないものとする。

(使用時間)

第 3 条 共用施設の使用時間は、別表のとおりとする。

(休業日)

第 4 条 共用施設の休業日は、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までとする。

(使用時間等の変更)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要があると認めたときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用心得)

第 6 条 共用施設の使用心得は、管理運営責任者が別に定める。

(雑則)

第 7 条 この細則の実施に関して必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大細則第 14 号）

この細則は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大細則第 1 号）

この細則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度九大細則第 8 号）

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

共用施設	使用者		
	本学の職員	本学の学生	本学の職員及び学生以外の使用者
コンサートホール	午前8時30分から 午後9時30分まで	月曜日から金曜日 午後5時から午後9時30分まで	月曜日から金曜日 午後5時から午後9時30分まで
ギャラリー		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日 午前8時30分から午後9時30分まで	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日
ホワイエ			午前8時30分から午後9時30分まで
講義室			午前8時30分から午後9時30分まで
大会議室		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日) 午前8時30分から午後9時30分まで	